

デジタル変革時代の電波政策に対する意見

項目 (検討課題)	意見
2 (3) 周波数の共用や高周波数帯の活用といった、電波資源拡大のための技術革新等の促進に係る課題及び対応方策	<ul style="list-style-type: none">・国民共有の財産である電波の有効利用について、民放事業者は放送業務に支障が生じない範囲で積極的に協力しており、国民生活の利便性向上、ひいては電波利用を通じたイノベーションや産業の創出にも貢献してまいりました。・基幹放送局およびこれと一体運用する放送事業用無線局は、国民の知る権利に応える社会インフラであり、非常災害時には国民の生命・財産を守る情報を確実に伝送するなど、極めて高い公共性を有し、視聴者・リスナーの便益に直結しています。従って、これらが使用する周波数帯において共用・再編等の検討を行う場合は、「周波数再編アクションプラン」改定の際も述べたとおり、既存放送業務の継続が必要不可欠であり、免許人の意見を踏まえて慎重かつ丁寧に検討を行うことが必要と考えます。
5 (1) 既存の電波利用料制度や電波利用料施策の改善	<ul style="list-style-type: none">・電波利用料については、電波利用共益事務の費用を無線局免許人が公平に負担するという制度の趣旨を維持するとともに、総額抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減していただきたいと考えます。・電波利用料や周波数割当ての制度設計において、電波の経済的価値を過度に反映することは、高い収益が見込める無線システムばかりが存続することになりかねず、無線利用の多様性や、非常災害時の情報伝送の強靱性が損なわれるおそれがあるため、賛成しかねます。・映像FPUを運用する2.3GHz帯では、ダイナミック周波数共用システムが、先行するモデルケースとして2021年度から社会実装される見込みです。一次利用者である放送事業者は、導入に向けて技術面や運用面の検討に協力してまいりましたが、社会実装が実現した後も、共用化に伴う実務上の負担や制約が増す一方で、運用方法や共用システムの改善等に関して、引き続き協力を求められるものと思います。一次利用者が協力しやすい環境を醸成して電波有効利用の道を拓くために、第1回会合で藤井構成員からご提案があったとおり、ダイナミック周波数共用に対するインセンティブ施策として、一次利用者の電波利用料の減免を強く要望いたします。

以上